



ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、「消防法」で

- ① 本人確認(運転免許証の提示など)
- ② 使用目的の確認 を行うことが義務付けられています。

令和2年2月1日施行



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

ガソリン携行缶



! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



詳しくは、駿東伊豆消防本部の下記担当までお問い合わせください。

予防課危険物係

第一方面本部消防室

第二方面本部消防室

第三方面本部消防室

沼津市寿町2番10号

駿東郡清水町堂庭212-1

伊豆の国市白山堂327-1

伊東市桜木町1丁目1-3

055-920-9101

055-973-2534

0558-76-5590

0557-38-0197